

道路通行制限申請について

- 1 路線名 市道名を入れる
 - 2 制限区間 住所を入れる（番地まで分かれば入れる方が望ましい）
 - 3 制限期間 時間は原則 8：30～17：00 までとする。（終日は出来れば避けていただきたい）
 - 4 制限の程度 全面通行止め・・・迂回路必要、地元住民への周知をすること。
車両通行止め・・・迂回路必要、地元住民への周知をすること。
自動車通行止め・・・迂回路必要、地元住民への周知をすること。
片側交互通行・・・迂回路必要なし。
- 緊急車両は通行させる。土日は解除するのが望ましい。
- 5 制限の理由 工事名など
 - 6 迂回路 図示する
 - 7 標識設置状況 図示する（工事箇所、交通整理人の配置も）
 - 8 その他参考になる事項 発注者と施工者の住所・名前・連絡先を入れる。

※地元及び近隣の工事現場等との調整は、申請者において責任をもってこなうこと。

※道路交通法第 77 条の道路使用許可を大洲警察署で受けて、写しを添付すること。

※申請書は正副 2 部、図面は申請書に添付する以外に 6 部、計 8 部必要である。